

静岡県告示第124号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月7日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	鷹岡柚木線	富士市入山瀬一丁目 122番の3地先から 富士市岩本字滝戸 414番の8地先まで	前	6.5~7.8	40.7
			後	7.7~9.1	40.7